

医科診療報酬点数表関係（訪問看護）

【精神科訪問看護・指導料】

（問1）「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について」第4の7では、「精神疾患を有する患者であり、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が主傷病であって精神科訪問看護指示書が交付された患者については算定できない。」とされたが、精神科訪問看護・指導料の算定にあたっては、自院の訪問看護を担当する看護師等に精神科訪問看護指示書を交付しなければならないと解することになるか。

（答）当該医療機関の診療録等に、精神科訪問看護指示書に含まれる以下の内容の記載があればよい。

- ・主たる傷病名、現在の状況、精神科訪問看護に関する留意事項及び指示事項。

【精神科訪問看護基本療養費】

（問2）精神科訪問看護基本療養費を算定する場合に、届出基準として求められている「（4）専門機関が主催する精神科訪問看護に関する知識・技術の習得を目的とした20時間以上の研修」に、一般社団法人全国訪問看護事業協会が主催している「精神訪問看護集中講座」、「精神科訪問看護基本療養費算定要件研修会」、公益財団法人日本訪問看護財団が主催している「精神障害者の在宅看護セミナー」、一般社団法人日本精神科看護協会が主催している「精神科訪問看護研修会～基礎編～」は、該当するか。

（答）該当する。当該研修は主催者である専門機関から修了証が発行されるものであることに留意されたい。

【別表7に掲げる疾病等の者】

（問3）「疑義解釈資料の送付について（その1）（平成26年3月31日付事務連絡）」問10において、SASに対するASVやCPAPは、別表7の「人工呼吸器」には含まれないと整理されたが、慢性心不全の患者の場合は、「人工呼吸器」に含まれるのか。

（答）「在宅人工呼吸指導管理料」、「人工呼吸器加算の2」を算定している場合は、別

表7に掲げる疾病等の者の「人工呼吸器」に含まれることとする。

なお、この取り扱いにより、保険種別が変更となる場合は、次回の介護保険のケアプラン見直し（1ヶ月間）までの間に変更すること。